特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	就学援助費の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
春日部市教育委員会は、就学援助費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
春日部市教育委員会

公表日
令和8年2月25日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助費の支給に関する事務
②事務の概要	春日部市教育委員会（以下「委員会」という。）は、学校教育法、学校保健安全法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 学校教育法第19条及び春日部市就学援助実施要綱に基づき、経済的理由のため就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して学用品費等を支給する。 また、学校保健安全法施行令第8条に該当する疾病が発見された、就学援助認定児童及び生徒の保護者に対して、医療費を支給する。 当該事務のうち、申請や対象者の認定に関する事務及び情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する際に個人番号を用いる。
③システムの名称	1. 就学援助システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
就学援助情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表40の項 ・番号法第9条第2項 ・春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第１項及び別表第1の8、9の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、161の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表63の項 ・番号法第19条第9号	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	学校教育部　学務課
②所属長の役職名	学務課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地：〒344-8577　埼玉県春日部市中央七丁目2番地1 電話：048-736-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地：〒344-8577　埼玉県春日部市中央七丁目2番地1 電話：048-736-1111
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、次のような対策を講じている。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得すのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うことを厳守している。 ・マイナンバーの利用の際は複数人での確認を徹底している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管する事を徹底している。 ・USBメモリは事前に許可を得た媒体のみ使用可能とするよう業務端末上制限を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを徹底している。	

9. 監査			
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検	［ ○ ］ 内部監査	［　　］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成する事で、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、担当業務に必要な範囲のみ閲覧・登録が可能となるよう制限管理を行っている。これらの対策を講じてることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　　①部署　②所属長の役職名	学校教育部　学務課 学務課長　大倉 千佳	学校教育部　学務課 学務課長　小岩井 稔之	事後	
平成31年3月1日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	学校教育部　学務課 学務課長　小岩井 稔之	学務課長	事後	
平成31年3月1日	Ⅳリスク対策	ー	新規追加	事後	
令和3年5月28日	Ⅰ関連情報　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	6行目 「学校保健安全法施行例第8条」	「学校保健安全法施行令第8条」に修正	事後	
令和3年5月28日	Ⅰ関連情報　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 就学援助システム 2. 共通基盤（連携・統合宛名） 3. 中間サーバー	1. 就学援助システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	事前	
令和3年5月28日	Ⅰ関連情報　3. 個人番号の利用　　法令上の根拠	3. 春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・条例第4条第1項　別表第1	3. 春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・条例第4条第1項　別表第1の7の項	事後	
令和3年5月28日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　　②法令上の根拠		3を新規追加	事後	
令和3年5月28日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　　いつ時点の計数か	平成27年12月21日　時点	令和3年3月28日　時点	事後	
令和3年5月28日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　　いつ時点の計数か	平成27年12月21日　時点	令和3年3月28日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月28日	Ⅳリスク対策　8. 監査　　実施の有無	[○]自己点検	[○]自己点検、[○]内部監査	事後	
令和5年3月30日	Ⅰ関連情報4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 3. 番号法第19条8号	1. 番号法第19条第8号 3. 番号法第19条9号	事後	
令和5年12月6日	Ⅰ関連情報　7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地：〒344-8577　春日部市中央六丁目2番地 電話：048-736-1111	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地：〒344-8577　春日部市中央七丁目2番地1 電話：048-736-1111	事前	
令和5年12月6日	Ⅰ関連情報　8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地：〒344-8577　春日部市中央六丁目2番地 電話：048-736-1111	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地：〒344-8577　春日部市中央七丁目2番地1 電話：048-736-1111	事前	
令和8年2月25日	公表日	令和5年12月6日	令和8年2月25日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月25日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	春日部市教育委員会（以下「委員会」という。）は、学校教育法、学校保健安全法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 学校教育法第19条及び春日部市就学援助実施要綱に基づき、経済的理由のため就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して学用品費等を支給する。 また、学校保健安全法施行令第8条に該当する疾病が発見された、就学援助認定児童及び生徒の保護者に対して、医療券を発行する。 番号法において、第9条第2項の規定により、当該事務のうち、申請や対象者の認定に関する事務に個人番号を用いる。 番号法の別表第二に基づいて、委員会は、就学援助費の支給に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	春日部市教育委員会（以下「委員会」という。）は、学校教育法、学校保健安全法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 学校教育法第19条及び春日部市就学援助実施要綱に基づき、経済的理由のため就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して学用品費等を支給する。 また、学校保健安全法施行令第8条に該当する疾病が発見された、就学援助認定児童及び生徒の保護者に対して、医療費を支給する。 当該事務のうち、申請や対象者の認定に関する事務及び情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する際に個人番号を用いる。	事後	
令和8年2月25日	Ⅰ関連情報　3．個人番号の利用　　法令上の根拠	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の27の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第23条 3．春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・条例第4条第1項　別表第1の7の項	・番号法第9条第1項及び別表40の項 ・番号法第9条第2項 ・春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第１項及び別表第1の8、9の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月25日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	1.番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村教育委員会」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（26、87の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村教育委員会」の項のうち、第二欄(事務)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（38の項） 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)（平成26年内閣府・総務省第7号） （別表第二省令における情報提供の根拠） ：別表第二省令第19条1、2、3、4、5号、第44条1、2、3、4、5号 （別表第二省令における情報照会の根拠） ：別表第二省令第24条 3. 番号法第19条第9号及び春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 （情報照会の根拠） ：条例第4条第1項、第2項、第5条、別表第二12の項、別表第三	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、161の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表63の項 ・番号法第19条第9号	事後	
令和8年2月25日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和3年3月28日　時点	令和8年2月12日　時点	事後	
令和8年2月25日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年3月28日　時点	令和8年2月12日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月25日	Ⅳリスク対策　8．人手を介在させる作業	新規	十分である	事後	
令和8年2月25日	Ⅳリスク対策 8．人手を介在させる作業 判断の根拠	新規	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、次のような対策を講じている。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得すのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うことを厳守している。 ・マイナンバーの利用の際は複数人での確認を徹底している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管する事を徹底している。 ・USBメモリは事前に許可を得た媒体のみ使用可能とするよう業務端末上制限を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを徹底している。	事後	
令和8年2月25日	Ⅳ リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策	新規	3）権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和8年2月25日	Ⅳ リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	新規	システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成する事で、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、担当業務に必要な範囲のみ閲覧・登録が可能となるよう制限管理を行っている。これらの対策を講じてることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	